

北京大学図書館蔵『曆事明原』の発見と新たな校訂（下）

大川俊隆 大野裕司

- 一、始めに
 - 二、北京大学図書館蔵『曆事明原』の発見
 - 三、北京大学本の来歴
 - 四、北京大学本の書写字体の特徴について
 - 五、北京大学本を用いた校訂（巻二）（以上、（上）に載る）
 - 六、北京大学本を用いた校訂（巻二）
 - 七、北京大学本を用いた校訂（巻三）（以上、（中）に載る）
 - 八、北京大学本を用いた校訂（巻四）
 - 九、北京大学本を用いた校訂（巻五）
 - 十、まとめに代えて
 - （付）李盛鐸蔵書印のこと（以上、本稿）
 - 八、北京大学本を用いた校訂（巻四）
- （以下、「奎」又は「奎本」は奎章閣本を、「北」又は「北本」は北京大学本を表す。『星曆考原』に同文が見える場合

は、その異同を記す（『星曆』と略す）。異同を記してないものは、『星曆考原』には同文がないものである。また奎章閣本に基づいて、「2オ」などと葉数とその表・裏を挙げておいた。巻五の校訂も同じ）。

- 1、（目録1オ）
奎「反支」
北「反枝」
- 2、（目録1オ）
（「支」を「枝」に作るのは常見。以下一々採らず）。
- 奎「望日」
北「望」
- 3、（目録1オ）
奎「行狼了戾狐辰 附」
北「行獫狁狐辰附」
- 4、（目録1ウ）
奎「陽破陰衝」。

北「陽破陰冲」。

〔衝〕を「冲」に作るのは常見。以下一々採らず。

5、(目録1ウ)

奎「三合」。

北「三陰」。

(奎本も本文では「三陰」に作る)。

6、(1オ)「陰陽始生」

奎「半強為陽、是日行於中道也。自夏至建大雪、十有二氣。

積一百八十二日。半強為陰」。

北「半強為陽、是日行于中道也。自夏至建大雪、十有二氣、

積一百八十日。半強為陰」。

7、(1オ)「陰陽始生」

奎「又曰、廣大配天地、變通配四時、陰陽之義」。

北「又云、廣大配天地、變通配四時、陰陽之義」。

〔云〕を「曰」に作るのは常見。以下一々採らず。

8、(1ウ)「四時」

奎「於時各有所生」。

北「于時各有所生」。

〔於〕を「于」に作るのは常見。以下一々採らず。

9、(1ウ)「四時」

奎「各有所死所旺所衰」。

北「各有所死所衰」。

(北本は「所旺」を脱す)。

10、(1ウ)「四時」

奎「大寒為冬也」。

北「大寒冬也」。

11、(1ウ)「歲辰」

奎「積時以成晝夜為日、積日以成四時以成歲」。

北「積時以成晝夜為日、積日以成四時、積四時以成歲」。

12、(2オ)「五等用卦」。

奎「卿睽也」。

北「卿睽也」。

(奎本の「睽」を北本および『星曆』は「睽」に作る。

以下一々採らず)

13、(2オ)「五等用卦」

奎「侯有、内芒種、侯大夫有、外大夫家人、卿井也」。

北「侯大有、内芒種、侯大夫有、外大夫家人、卿井也」。

(『星曆』に「侯大有、内芒種、侯大夫有、外大夫家人、卿井」

に作る)。

14、(2ウ)「五等用卦」

奎「辟坤、侯未濟内大雪、侯未濟内大雪、侯未濟、外大夫蹇」。

北「辟坤、侯未濟内大雪、侯未濟、外大夫蹇」。

(奎本は「侯未濟内大雪」を重複。『星曆』に「辟坤、侯

未濟内大雪、侯未濟、外大夫蹇」に作る)。

15、(2ウ)「五等用卦」

奎「今日次序于后」。

北「今明次序于后」。

(この一文『星曆』になし)。

16、(2ウ)「五等用卦」

奎「天道清明、風順時」。

北「天道清明、風雨時順」。

17、(2ウ)「五等用卦」

奎「以其所直日者殃、今畧舉此」。

北「以其所直者殃、今略舉此」。

(「卒」は「舉」の俗字。以下一々採らず)。

18、(3オ)「四正卦分二十四氣」

奎「其說易本於氣、而後人以事明之」。

北「其說易本于氣、而後以人事明之」。

19、(3ウ)「四正卦分二十四氣」

奎「建亥之月陰氣極盛。坤而辟也。冬至一陽」。

北「建亥之月陰氣極盛。坤為辟也。冬至一陽」。

20、(3ウ)「四正卦分二十四氣」

奎「否、不通也。秋分之月、陰氣用、陽氣伏、觀其生也」。

北「否、不通也。秋分之月、陰氣用、陽氣伏、觀其生也」。

21、(3ウ)「四正卦分二十四氣」

奎「既有信、然後必至、故次之以復」。

北「既有信、然後必至、故次之以復」。

(「放」は「故」の或体。以下一々採らず)。

22、(3ウ)「四正卦分二十四氣」

奎「一陽始復。未可戰於陰」。

北「一陽始復。未可戰于陰」。

(「戰」は「戰」の略字。以下一々採らず)。

23、(4オ)「四正卦分二十四氣」

奎「故次之以升。外者勿恤」。

北「故次之以外。々者勿恤」。

(奎本・北本ともに「外」は「升」の譌。「々」は重文符号。以下一々採らず)。

24、(4オ)「四正卦分二十四氣」

奎「陰陽交泰、有致於飲食：加會者足以合禮」。

北「陰陽交泰、有致于飲食：嘉會者足以合礼」。

25、(4オ)「四正卦分二十四氣」

奎「更宜自招明德」。

北「更宜自昭明德」。

26、(4オ)「四正卦分二十四氣」

奎「解者散也。陰氣散」。

北「々者散也。陰氣解散」。

27、(4ウ)「四正卦分二十四氣」

奎「則治曆明時也」。

北「則治曆明時」。

28、(4ウ)「四正卦分二十四氣」

奎「姤。姤遇也。則變柔也」。

北「姤。々遇也。剛變柔也」。

- 29、(5才)「四正卦分二十四氣」
 奎「豐。豊大也。明而動也」。
 北「豊。々大也。明以動也」。
- 30、(5才)「四正卦分二十四氣」
 奎「在於于享帝立廟。故次之以渙。渙者王假有廟也」。
 北「在於于享地立廟。故次之以渙。々者王假有廟也」。
- 31、(5才)「四正卦分二十四氣」
 奎「用禮之道…不怒而嚴」。
 北「用礼之道…不惡而言」。
- 32、(5ウ)「四正卦分二十四氣」
 奎「永終而知蔽」。
 北「永終而知蔽」。
- 33、(5ウ)「四正卦分二十四氣」
 奎「艮。艮止也、守待之道」。
 北「艮。々止也、守待之道」。
- 34、(5ウ)「四正卦分二十四氣」
 奎「不若反身修德」。
 北「不若及身修德」。
- 35、(6才)「内門外日」
 奎「禮記云、外事用柔日不違龜筮。此之謂也」。
 北「礼記云、外事用剛日、内事用柔日不違龜筮。此之謂也」。
 (北本の「此」は「此」の譌)。
- 36、(6才)「内門外日」
- 奎「為母婦之象。盖夫以婦父為内」。
 北「為母婦之象。仲者五行建旺之位、為父夫之象。季者五行墓辰之位、男女之象。盖夫以婦為内」。
 (奎本は「仲者」以下二十五字を脱す)。
- 37、(6才)「内門外日」
 奎「無所歸也。然後各以次辰前為門。又□外辰」。
 北「无所歸也。然後各以次前辰為門。又次外辰」。
 (奎本「又□外辰」の□は「次」字が消してある)。
- 38、(6才)「新曆有反支」
 奎「午未者、初三日」。
 北「午未、初三日」。
 (『星曆』は奎本と同じ)。
- 39、(6ウ)「新曆有反支」
 奎「臣既上獻於君、却反於臣者、是上不聽納者也」。
 北「臣既上獻于君、却反于臣者、是君上不听納也」。
- 40、(6ウ)「新曆有反支」
 奎「今自戌乾亥君之位」。
 北「今自戌亥乾君之位」。
- 41、(6ウ)「新曆有反支」
 奎「是自君而退下」。
 北「是自君而退下也」。
- 42、(7才)「三伏」
 奎「一陰初生之辰。庚者庚殺萬之干也」。

北「一阴初生之辰。庚者阴殺万物之干也」。

43、(7才)「三伏」

奎「至三庚、陽氣中衰」。

北「至二庚、陽氣中衰」。

44、(7才)「三伏」

奎「至於三庚、陽氣否金庚」。

北「至于三庚、陽氣否庚金」。

45、(7才)「三伏」

奎「陽氣始藏於内、故曰初日伏」。

北「陽氣始藏于内、故曰初伏」。

46、(7才)「三伏」

奎「謂先三庚、陽戰于陰氣也」。

北「謂先庚三日者、陽戰于阴也」。

47、(7才)「二社」

奎「禮記曰、是月也。擇元日。命社之」。

北「礼記曰、是月也。擇元日。命民社之」。

(『禮記』月令に「擇元日。命民社」に作る。「元」は「元」

の異体字。以下一々採らず)。

48、(7ウ)「二社」

奎「牛。越二日戊午、乃社於新邑」。

北「牛二。越二日戊午、乃社于新邑」。

(『尚書』召誥に「越三日丁巳。用牲于郊。牛二。越翼日

戊午。乃社于新邑」に作る)。

49、(7ウ)「二社」

奎「能植百穀」。

北「能殖百穀」。

(『星曆』は北本に同じ)。

50、(7ウ)「二社」

奎「令一二分之氣祭者」。

北「今以二分之氣祭者」。

(『星曆』は北本に同じ)。

51、(7ウ)「二社」

奎「以成功也」。

北「以誠其成功也」。

(『星曆』に「所以報也」に作る)。

52、(7ウ)「臘日」

奎「風俗通曰：因獵取獸以祭」。

北「風俗通曰：因獵取獸以祭」。

(今本『風俗通』祀典は「田獵取獸」に作る)。

53、(7ウ)「臘日」

奎「狎臘大祭」。

北「坤臘大祭」。

(今本『風俗通』祀典は「故大祭」に作る)。

54、(7ウ)「臘日」

奎「玉燭寶典」。

北「玉燭寶典」。

〔「燭」は「燭」の俗字。以下一々採らず。〕

55、(8才)「臘日」

奎「魏臺訪議曰、王者各以其行王日為祖、丑為臘也」。

北「魏台訪議曰、王者各以其行王日為祖、衰日為臘。如用

金酉為祖、丑為臘也」。

〔「衰」は「衰」の俗字。以下一々採らず。北本によれば、

圭本では「王日為祖」の下に十字が脱落していたことがわかる。〕

56、(8才)「五行用事日」

奎「唯玉者居無所定。乃於四立之前、各季旺一十八日」。

北「唯玉者居无所建。乃于四立之前、各寄旺一十八日」。

57、(8才)「五行用事日」

奎「設官分職、統領萬邦」。

北「設官分職、統領萬邦」。

〔「職」は「職」の俗字。以下一々採らず。〕

58、(8ウ)「朔日」

奎「日月交會之辰也…陰暉未見」。

北「日月交會之辰也…陰暉未見」。

〔「暉」と「輝」は同字。以下一々採らず。〕

59、(9才)「晦日」

北「皆宜避」。

〔北本には晦日の第一行上部に奎本にないこの三字あり。〕

60、(9才)「晦日」

奎「晦日者、謂之提月。月之幾盡也。陰晦隱曜」。

北「晦日者、謂之提月。之幾尽也。陰輝隱曜」。

〔「星曆」に「其光晦隱而不見」に作る。〕

61、(9才)「晦日」

奎「宜可戒之」。

北「宜可戒之。雖然古无其法、是^圭愚意願詳戒焉」。

62、(9ウ)「没日」

奎「没日者、積中盈而為之」。

北「没日者、積中盈而為之」。

〔「星曆」はここを曹震圭の引用にして「積氣盈分而為之」に作る。〕

63、(9ウ)「没日」

奎「震圭謂、滅没者、蔑也。是恒氣積日而無餘分之辰也」。

北「^圭謂、没者、滅也。是恒氣^{積日而无餘分之辰也}」。

64、(9ウ)「陰陽大會」

奎「堪輿經曰、^{正月大會戌、}以陰二氣起于子」。

北「堪輿經曰、^{正月大會戌、}以陰陽二氣起于子」。

〔奎本と『星曆』は「堪輿經」に作り、北本は「堪輿經」に作る。以下一々採らず。〕

65、(10才)「陰陽大會」

奎「^{八月大會辛卯}陽建于酉、陰建于酉、酉近于辛、辛使辛呼卯。

故辛卯為八月大會也」。

北「八月大會辛卯 阳建于酉、阴建于卯、酉近于辛、使辛呼卯。故辛卯為八月大會」。

〔星曆〕に「八月陽建于酉、陰建于卯、酉近於辛、配卯。故辛卯為八月大會也」に作る。

66、(10才)「陰陽大會」

奎「十一月大會壬子 陰陽二建俱至于子、子近于壬」。

北「十一月大會壬子 陰陽二建俱至于子、近于壬」。

〔星曆〕に「十一月陰陽二建俱於會於子、子近於壬」に作る。

67、(10ウ)「陰陽大會立成」

奎「七月…一歲對一歲前一歲對一歲後」。

北「七月…一歲對一歲前一歲對一歲後」。

〔星曆〕は北本に同じ。

68、(10ウ)「陰陽大會立成」

奎「二月…一歲位一歲後一歲位一歲前」。

北「二月…一歲位一歲後一歲對一歲前」。

〔星曆〕は北本に同じ。

69、(10ウ)「陰陽大會立成」

奎「八月…一歲對一歲前一歲對一歲後」。

北「八月…一歲對一歲前一歲位一歲後」。

〔星曆〕は北本に同じ。

70、(11才)「陰陽大會立成」

奎「六月三才丁巳癸丑、甲寅、乙卯、丙辰、丁巳」。

北「六月三才丁巳癸丑、甲寅、乙卯、丙辰」。

〔星曆〕は北本に同じ。

71、(11才)「陰陽小會」

奎「陰陽之關、乃以己配陰建之西」。

北「陰陽之關、乃以己配陰建之西」。

72、(11才)「陰陽小會」

奎「天老曰」。

北「天者曰」。

73、(11才)「陰陽小會」

奎「以為二月小會」。

北「以為小會二月」。

74、(11ウ)「陰陽小會」

奎「仲舒曰：天老曰、陽生于子」。

北「仲舒曰、天老曰、陽生于子」。

〔星曆〕は奎本に同じ。

75、(11ウ)「陰陽小會」

奎「令曰三月陰陽不周者」。

北「令言三月陰陽不周者」。

76、(11ウ)「陰陽小會」

奎「四月純陽、用陰氣盡也。故無大會、唯有小會者、陰陽不和」。

北「四月純陽、用陰氣盡也。故无大会、惟有小会、陰陽不和」。

〔星曆〕は「四月純陽、用事陰勢盡消。故無大會。以己

巳爲大會」に作る。

77、(11ウ)「陰陽小會」

奎「假令三陽建于辰」。

北「假令三月陽建于辰」。

〔『星曆』は「三月陽建于辰」に作る。〕

78、(11ウ)「陰陽小會」

奎「呼召不比」。

北「呼召不比」。

79、(11ウ)「陰陽小會」

奎「五月小會戊午、陽建于午、陰建于午、俱會于午」。

北「五月小會戊午、陽建陽建、俱會于午」。

〔『星曆』に「五月陽建陰建俱會於午」に作る。〕

80、(12才)「陰陽小會」

奎「八月小會己卯、秋分收藏」。

北「八月小會己卯、秋分收藏」。

〔「収」は「収」の俗字、以下一々採らず。〕

81、(12ウ)「陰陽小會立成」

奎「至他大比會日止」。

北「至他大小會日止」。

〔『星曆』に「至他大小會止」に作る。〕

82、(13才)「皇后用日」

奎「太子諸侯同月」。

北「太子諸侯同月」。

〔『星曆』に「太子諸侯同」に作る。〕

83、(13才)「皇后用日」

奎「假令春木旺在東方、則以冬至為歲位之會也」。

北「假令春木旺在東方、以冬為歲前之會也」。

〔『星曆』に「春木旺在東方、則以冬月為歲前之會也」に作る。〕

84、(13ウ)「士庶用日」

奎「是對奏奉上承命也」。

北「是對奏奉上承命也」。

85、(13ウ)「士庶用日」

奎「乘輿天子也」。

北「乘輿天子也」。

86、(14才)「士庶用日」

奎「以巳為三公、以西為士人。謂巳酉丑金也…以其義而有決斷也」。

北「以巳日為三公、以西為士人。巳酉丑金也…以其義而有決斷也」。

87、(14才)「士庶用日」

奎「謂亥卯未、木也。為大夫。庶民者、曲直不一也」。

北「亥卯未、木也。為大夫。庶民者、以其曲直不一也」。

88、(14才)「行狼了戾孤辰附」

奎「天寶曆曰…不合為孤」。

北「天寶曆曰…不合為孤辰」。

〔『星曆』は奎本と同じ。〕

89、(14才)「行狼了戾孤辰附」

奎「堪輿經曰、三月陽建辰於辰」。

北「堪輿經曰、三月陽建于辰」。

(『星曆』は北本と同じ)。

90、(14才)「行狼了戾孤辰附」

奎「以丙呼申、不及」。

北「以丙呼申、了戾不及」。

(『星曆』に「以丙配申、不及」に作る)。

91、(14ウ)「行狼了戾孤辰附」

奎「戊申、庚申、壬申孤辰」。

北「戊申、庚申、壬申為孤辰也」。

(『星曆』は北本と同じ)。

92、(15才)「行狼了戾孤辰附」

奎「癸丑爲了戾。乙丑、己丑、丁丑為孤辰也」。

北「癸丑了戾。乙丑、丁丑、己丑為孤辰也」。

(『星曆』は奎本と同じ)。

93、(15才)「行狼了戾孤辰附」

奎「干者夫也。若得陽建前後近干」。

北「午者夫也。者得陽建前後近干」。

(奎本の方がよい)。

94、(15才)「行狼了戾孤辰附」

奎「孤辰不及」。

北「孤辰不合」。

95、(15ウ)「歲博」

奎「欲合于午」。

北「欲合于午」。

(「欲」欲は「欲」の俗字。『星曆』は奎本と同じ)。

96、(16才)「逐陣」

奎「為二月逐陣」。

北「為十二月逐陣」。

(『星曆』は北本と同じ)。

97、(16才)「陰陽交破」

奎「十月陽建于亥。破于巳」。

北「十月陽建于亥而破巳」。

(『星曆』は「十月陽建于亥。破於巳」に作る)。

98、(16才)「陰陽交破」

奎「為陽所破也。是為陽破陰、陰破陽。故十月丁巳為陰交破」。

北「為陽所破。是謂陽破陰、破陽。故十月丁巳為陰陽交破」。

(『星曆』は「為陽所破也。是為陽破陰、陰破陽。故十月丁巳為陰陽交破」に作る)。

丁巳為陰陽交破」に作る)。

99、(16ウ)「陰陽擊衝」

奎「五月…而擊壬」。

北「五月…而擊壬」。

(『星曆』は北本と同じ)。

100、(16ウ)「陰陽擊衝」

奎「而正衝狹丙」。

北〔面正冲挟内〕。

〔星曆〕は北本に同じ。奎本の「挾」は「挾」と通用。

以下一々採らず。

101、(16ウ)「陰陽擊衝」

奎「十一月陰陽俱至于子」。

北「十一月陰陽俱至于子」。

〔星曆〕は北本に同じ。

102、(17才)「陰陽衝破」

奎「是謂破陰陰破陽」。

北「是謂陽破陰、破陽」。

103、(18才)「陽錯」

奎「假正月陽建在寅」。

北「假令正月陽建在寅」。

〔星曆〕は「如正月陽建」に作る。

104、(18才)「陽錯」

奎「二月陽建在卯、近千乙支干相配」。

北「二月陽建在卯、近千乙支干相配」。

〔夫〕は「支」の誤写。〔星曆〕は奎本に同じ。

105、(18才)「陽錯」

奎「三月陽建在辰、近千甲支干相配得甲辰日」。

北「三月陽建在辰、近千甲支干相配為甲辰日」。

〔星曆〕は奎本に同じ。

106、(18才)「陽錯」

奎「辰衝戌」。

北「辰冲于戌」。

〔星曆〕は「辰衝於戌」に作る。

107、(18才)「陰錯」

奎「以值所衝之宿之錯」。

北「以值所冲之宿為陰錯也」。

〔星曆〕は「以值所衝之宿為陰錯」に作る。

108、(18才)「陰錯」

奎「正月庚辰之日」。

北「正月庚戌之日」。

〔星曆〕は北本に同じ。

109、(18才)「陰錯」

奎「二月陰建于酉」。

北「二月陰建在酉」。

〔星曆〕は「二月陰建於酉」に作る。

110、(18ウ)「陰錯」

奎「二月辛酉之日」。

北「二月辛酉日」。

〔星曆〕は奎本に同じ。

111、(18ウ)「陰錯」

奎「故二月庚申」。

北「故三月庚申」。

〔星曆〕は北本に同じ。

112、(18ウ)「絶陰」

奎「假令起日月…大會、至三月小會之日、即絶陰所領」。

北「起日月…大會。至巳月小會之日、即絶陰所領」。

113、(19才)「絶陽」

奎「假如起八月大會」。

北「起八月大會」。

114、(19才)「陰陽吉凶立成」

奎「行狼」。

北「(空白)」。

(奎本は「行狼」を誤って一行右側に記し、次行の「了戾」

から「逐陣」までそれぞれ一行右側にずれている。北

本は『星曆』と同じ)。

115、(19才)「陰陽吉凶立成」

奎「了戾」。

北「行狼」。

116、(19才)「陰陽吉凶立成」

奎「孤辰」。

北「了戾」。

117、(19才)「陰陽吉凶立成」

奎「單陰」。

北「孤辰」。

118、(19才)「陰陽吉凶立成」

奎「純陰」。

北「單独」。

119、(19ウ)「陰陽吉凶立成」

奎「孤陽」。

北「純陰」。

(なお、圭本の「孤陽」(純陰の間違い)と北本の「純陰」

はともに九月の段に「己亥」とあるが、本文および『星

曆考原』によって十月の段に移すべきである)。

120、(19ウ)「陰陽吉凶立成」

奎「純陽」。

北「孤陽」。

(なお、圭本の「純陽」(孤陽の間違い)と北本の「孤陽」

はともに八月の段に「戊戌」とあるが、本文および『星

曆考原』によって九月の段に移すべきである)。

121、(19ウ)「陰陽吉凶立成」

奎「歳博」。

北「純陽」。

122、(19ウ)「陰陽吉凶立成」

奎「逐陣」。

北「歳博」。

(なお、圭本の「逐陣」(歳博の間違い)と北本の「歳博」

はともに九月の段に「戊子壬子」とあるが、本文および

『星曆考原』によって十月の段に移すべきである)。

123、(19ウ)「陰陽吉凶立成」

奎「陰陽交破」。

北「逐陣」。

124、(19ウ)「陰陽吉凶立成」

奎本

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

陰陽交破

丙午

戊子

戊午

壬子

陰陽擊衝

陰陽衝破

癸亥

丁巳

陽破陰衝

壬子

丙午

〔陰陽交破〕は「逐陣」の誤り。「陰陽衝破」は「陰陽交破」の誤り。「陽破陰衝」は「陰陽擊衝」の誤り。

北本

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

陰陽交破

丁巳

陰陽擊衝

壬子

丙午

陰陽冲破

癸亥

己巳

陽破陰冲

癸丑

丁未

(本文および『星曆考原』によれば、「陰陽交破」の箇所、四月の段に「癸亥」があるべきである)。

『星曆』

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

陰陽交破

癸亥

丁巳

陰陽擊衝

壬子

丙午

陽破陰衝

癸丑

丁未

〔『星曆』には本文・立成ともに「陰陽衝破」がない)。

125、(19ウ)「陰陽吉凶立成」

奎本

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

陽錯

甲寅

乙卯

丁巳

丁未

庚申

辛酉

庚戌

辛亥

癸丑

己巳

己未

北本

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

陽錯

甲寅

乙卯

丁巳

丁未

庚申

辛酉

庚戌

癸亥

癸丑

己巳

己未

『星曆』

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

陽錯

甲寅

乙卯

甲辰

丁巳

丁未

庚申

辛酉

庚戌

癸亥

癸丑

己巳

己未

126、(20オ)「陰陽吉凶立成」

奎本

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

俱錯

庚戌

辛酉

庚申

丁未

己巳

己未

甲辰

乙卯

甲寅

癸丑

癸亥

己未

丁巳

北本

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

俱錯 庚戌 辛酉 庚申 丁未 己巳 甲辰 乙卯 甲寅 癸丑 癸亥

己未 丁巳

(『星曆』は奎本に同じ)。

127、(20才)「陰陽吉凶立成」

奎本

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

陰陽俱錯

丙午

壬子

北本

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

陰陽俱錯

(北本「陰陽俱錯」は全段空白。『星曆』は奎本に同じ)。

128、(20才)「陰陽吉凶立成」

奎本

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

絶陰

(奎本は「絶陰」は全段空白)。

北本

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

絶陰

癸卯 戊辰

癸卯

『星曆』

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

絶陰

癸卯

戊辰

129、(20才)「陰陽吉凶立成」

奎本

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

絶陽

癸卯 戊辰

癸卯 戊辰

癸卯

癸卯

(奎本の「絶陽」三月四月の段は、「絶陰」箇所に移すべ

きもの)。

北本

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

絶陽

癸卯 戊辰

癸卯

『星曆』

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

絶陽

癸卯

戊辰

130、(20才)「陰陽吉凶立成」

奎「右陰陽宿會等五日」。

北「右阴阳宿会寺日」。

131、(20才)「陰陽吉凶立成」

奎「切忌起造・殺宅長・嫁娶・主孤寡・上官・赴任・入宅・

遷移・出行・乗車・送禮・交易・合藥・問病・安葬・祭祀、

百事凶也」。

北「切忌起造・殺宅長・嫁娶・主孤寡・上官・赴任・入宅・移居・出行・乘車・送禮・交易・合藥・問病・安葬・祭祀・百事皆凶也」。

〔『星曆』は「忌興造・嫁娶・上官・赴任・入宅・遷移・出行・交易・合藥・問病・百事不宜」に作る）。

九、北京大学本を用いた校訂（巻五）

1、（目1オー1ウ）

奎「祭祀附祭祈福 修宮室附修宅 修庫藏附修倉廩 築城郭附治治動

土同：毀折附平治 補塞附伐木 移徙附掃舍外高 安狀附安置產室 經

絡附裁衣 冠帶附入學 婚禮附結親：嫁娶附求嗣 出行附遷行求利：籍

田附種蒔 開市附交易：納財附納奴婢：沐浴附剃頭」。

北「祭祀祭社祈福附 修宮室修宅地附 修庫藏修倉廩附 築城郭治治附動

土同：毀折平治附 補塞伐木附 移徙掃舍附登高 安狀安置室附 經

絡裁衣附 冠帶入學附 婚禮結親附：嫁娶求嗣附 出行遷行求利附：籍

田種蒔附 開市交易附：納財納奴婢附：沐浴剃頭附」。

2、（1オ）「選擇總序」

奎「竊聞、禮記祭義云。昔者聖人建陰陽天地之情、立以為易。抱龜南面。：曲禮曰。：日而行之。則必踐之」。

北「切聞、禮記祭義云。昔者聖人建陰陽天地之情、立以為易。抱龜南面。：曲禮曰。：日而行之。則必踐。：」。

〔『礼記』祭儀には「昔者聖人建陰陽天地之情、立以為易。

易抱龜南面」とあり、曲礼上には「卜筮者。先聖王之所以使民信時日。敬鬼神。畏法令也。所以使民決嫌疑。定猶與也。故曰。疑而筮之。則弗非也。日而行事。則必踐之」とある）。

3、（1オーウ）「選擇總序」

奎「使人鄉吉背凶也。敬事鬼神者、：如是觀之。非順人事 天理。：是故聖人猶是鬼神。以尊天也。：其有所犯。禍必昭然」。

北「使人鄉吉背凶者、敬事鬼神也。：如是之觀。非順人事 違天理。：是故聖人猶事鬼神。以尊天也。：其有所犯者。禍必昭然」。

4、（1ウー2オ）「内事選擇例」

奎「法曰。宜避 聖筭元辰日。元辰衝日。又與曆書相符。用為全日。凡國之常祀。其禮有三。：山川川澤：四孟。享祖考於太廟。三年一禘於十月。：春分。朝日於東郊。：夏至。祭地祇於四方丘。四立土王」。

北「法曰。宜避 聖筭元辰日。元辰冲日。義与曆相符。用為全日。凡国之常祀。其礼有三。：山林川澤：四孟。享祖考於太廟。三年一於十月。：春分。朝日於東。：夏至。祭地祇於方丘。立土王」。

（北本に、「禘」字なく、空格。両「四」無し。奎本の「山川川澤」の「川」、「礼記」月令に「孟春、：命祀山林川澤」とあり、北本の「林」に作る方がよい）。

5、(2ウ)「外事選擇例」

奎「法曰。宜從國音比和。如立始穴斬草皆不忘。」。

北「法曰。宜從國音比和。如立始穴斬草則不忘。」。

(北本「徙」字の下、一字分空格)。

6、(2ウ)「冠婚選擇例」

奎「從世滋為六禮。納采。問名。納吉。納徵。請期。迎親。」。

北「從世滋為六札。納采。問名。納吉。納聘。請期。迎親。」。

(婚禮の六札中「納徵」は「納聘」とも云う)。

7、(3オ)「冠婚選擇例」

奎「大抵婚姻吉事禮有定期。」。

北「大抵婚姻言事禮有定期。」。

8、(3ウ)「行幸選擇例」

奎「故洪範云。王者惟歲。卿士惟。師尹惟日。」。

北「故洪範云。王者惟歲。卿士惟月。師尹惟日。」。

(今本『尚書』洪範に「卿士惟月」に作る)。

9、(3ウ)「行幸選擇例」

奎「右其餘凶方。或欲必往者。宜從吉方而廻旋。」。

北「右其於凶方。或欲必往者。宜從吉方而廻旋。」。

10、(3ウ)「工力選擇例」

奎「如此之類通謂之工力。於法從國立比和。」。

北「如此之類通謂之工力。於法從國音比和。」。

(上の「外事選擇例」と下の「築補城郭」の項に「國音比和」

に作る)。

11、(4オ)「工力選擇例」

奎「諸臺省・寺監・倉庫・公府之類。」。

北「諸省台・寺監・倉庫・公府之類。」。

(後出の「修庫藏」に「震圭謂。凡修宮室・省臺等…」

とあるが、『旧唐書』職官志三に「凡兩京宮殿宗廟城郭

諸臺省監寺廨宇樓臺橋道、謂之内外作」と「臺省」に

作る)。

12、(4ウ)「肆赦」

奎「註曰。宣覃赦令・釋罪・緩刑・曾災・肆赦・復除・德音。」。

北「註曰。宣覃赦令・釋罪・緩刑・生月災・肆赦・復除・德音。」。

(北本の「生月」に作るのは、「省」を二字に誤つたもの

であろう)。

13、(4ウ)「肆赦」

奎「震圭擇定。正月六壬日・戊寅日。二月戊寅日。三月六丁日・戊寅日。四

月六丙日・甲午日。…」

北「圭擇定。正月六壬日・戊寅日。二月戊寅日。三月六丁日・戊寅日。四月六丙

日甲午日。…」

(奎本の2か所の「日」を北本が「巳」に作るは、「日」

字の訛であろう。『星曆』は奎本に同じ。以下「日」の

有無は一々採用しない)。

14、(5オ)「覃恩」

奎「曆例曰。凡普遷官秩。賑恤孤嫠。施恩布德。」。

北「曆例曰。凡普遷官秩。賑恤孤窮。施恩布德。」。

『星曆』に「惇」に作る。

15、(5才)「覃恩」

奎「右」甲子至戊辰、己酉至癸丑、己卯至癸未、凡二十五日為天恩。

北「右」甲子至戊辰、己酉至癸丑、己卯至癸未、凡十五日為天恩。

(北本「干」は「一十」を誤写したものの、『星曆』にこの文なし)。

16、(5才—6才)

奎本にある「宣政」(6行)、「行賞」(11行)及び「謀畧」(冒頭の3行、「震圭擇定正月」壬戌壬辰)の手前まで)の計20行、北本は脱落する。

17、(6才)「謀畧」

奎「震圭擇定。正月…六月」庚寅庚子、庚甲乙亥、丁亥、辛亥、己亥、七月…。

北「擇定。正月…六月」庚寅、庚子、庚申、乙亥、丁亥、己亥、辛亥、七月…。

(奎本と北本で、「辛亥」「己亥」の位置が入れ替わる。以下、このような入れ替わりは採らない)。

18、(6ウ)「出師」

奎「曆例曰。凡命將出師・調伐攻討等事同。」命出師旅…

攻賊城寨。

北「曆例曰。凡命將出師・弔伐攻討等事同。」命出師旅…

攻取城寨。

(「調」と「弔」は音通。北本の「弔伐」が正式)。

19、(6ウ)「出師」

奎「天馬」若天馬開日。與上吉日同者。註遠出征行。否則依上。要安止註安撫邊境。忌四殺。

餘凶不忌。

北「天馬」若天馬開日。與上吉神同。註遠出征行。否則依上。要安止註安撫邊境。忌四殺。

餘凶不忌。

(北本「搯」は「撫」の俗字。以下、一々採らず)。

20、(6ウ)「出師」

奎「忌月虚・火時・大敗…月害日」忌攻城野戰。此天獄者逆行四仲也。

北「忌月虚・大時・大敗…月害者」忌攻城野戰。此獄者逆行四仲也。

(奎本「火時」の「火」は「大」字の訛。『星曆』も「大時」に作る。北本に「天獄」の「天」字を脱す)。

21、(7才)「出師」

奎「擇定。正月…二月」乙丑丙寅丁丑庚辰月害辛丑壬寅辛亥申日甲辰丙辰庚寅己亥辛丑壬寅辛亥申日、註安撫過境。

北「擇定。正月…二月」乙丑丙寅丁丑庚辰月害甲辰丙辰庚辰己亥辛丑壬寅辛亥申日、註安撫邊境。

(奎本の「過」は「邊」の訛。『星曆』は「邊」に作る)。

22、(7才)「出師」

奎「擇定。正月…十一月」乙丑丙寅乙亥丁丑庚寅己亥辛丑壬寅辛亥未日、安撫邊境。

北「擇定。正月…十一月」乙巳丙寅乙亥丁丑庚寅己亥辛丑壬寅辛亥未日、安撫邊境。

(北本の「乙亥」は「己亥」の誤。『星曆』も「己亥」に作る)。

23、(7ウ)「納表」

奎「正月…二月」寅申日庚戌庚辰不宜未酉二日。金忌、午亥二日。忌詞訟…四

月宜寅午戌二日…五月寅丑日・壬寅・壬辰…七月宜丙辰・不戔于午・全忌・卯日・忌詞訟。
酉子・丙午、不註凶。

北「正月…二月宜甲日・庚戌・庚辰・不戔未二日・全忌・午亥二日・忌詞訟…四月宜寅午戌二日…五月宜丑日・壬寅・壬辰…七月宜丙辰・不戔于午・全忌・卯日・忌詞訟。
因于・丙午、不註凶。

〔奎本に2ヶ所の「寅」は、北本に従い「宜」に作るべし。〕

24、(8ウ)「祭竈」

奎「其一曰。祭竈。常用孟夏月」。

北「其一曰。祀灶。常用孟夏月」。

25、(8ウ)「祈福」

奎「曆例。凡建立道場・開設齋譙・禳除灾咎・請求福願・謁貴圖就等事同」。

北「曆例曰。凡建立道場・開設齋譙・禳除灾咎・請求福願・謁貴圖就等事同」。

〔圖〕は「圖」の元字。以下一々採らず。

26、(8ウ)「祈福」

奎「註曰。〔民祈福・請求福願・祈禱祈祀〕」。

北「註曰。〔民祈福・請求福願・祈禱祈祀〕」。

〔奎本の□の字不明であったが、北本により「為」であることがわかる。〕

27、(9オ)「祈福」

奎「震圭擇定宜日。一月…十二月申日・乙亥・乙酉・乙巳」。

北「圭擇定宜日。一月…十二月申日・乙亥・乙酉・乙巳」。

〔『星曆』に「乙亥」に作る。〕

28、(9オ)「修宮室」

奎「易曰。上古穴居而野居。後代聖人易之以宮室。…」。

北「易曰。上古穴居而野處。後代聖人易之以宮室。…」。

〔奎本の「宮」は衍字。『易』繫辭伝下に「上古穴居而野處。後世聖人易之以宮室」とある。〕

29、(9オ)「修宮室」

奎「白虎通曰。黃帝作宮室以避寒暑」。

北「白虎通曰。黃帝作宮室以避寒温」。

〔『白虎通』の文は佚文。『白虎通疏証』に「温」に作る。〕

30、(9オ)「修宮室」

奎「震圭謂。始建宮室。當於七月擇上吉日而用之」。

北「圭謂。凡始建宮室。當於七月擇上吉日而用之」。

31、(9ウ)「修宅第」

奎「一曰。不出黒門、面大道者名曰第。爵雖列侯。食邑不滿萬戸。不得作第。其舍在里中、皆不稱第」。

北「一曰。不出黒門、大道者名曰第。爵雖列侯。食邑不滿萬戸。不得作第。其舍在黒中、皆不稱第」。

〔『初学記』卷二四「宅」に「一曰、出不由里門、面大道者名曰第。爵雖列侯、食邑不滿萬戸、不得作第。其舍在里中、皆不稱第」とある。〕

32、(9ウ)「修宅第」

奎「震圭謂。第擇其宅主大利月内上次吉日用之」。

北「圭謂。擇其宅主大利月内上次吉日也」。

33、(9ウ)「修庫藏」

奎「蔡邕曰。月令章句曰。一曰車庫。二曰兵庫…」

北「蔡邕月令章句曰。一曰車庫。二曰兵庫…」

(奎本の「日」は衍字。『初学記』卷二四「庫藏」に「一

日車庫、二曰兵庫、三曰祭器庫、四曰樂庫、五曰宴器

庫。見蔡邕月令章句とある)。

34、(9ウ)「修庫藏」

奎「凡安國治民、從近治遠者、必先實之。當以仲秋月擇上

次吉日修之」。

北「凡安國治民、從近制遠者、必先實之。當於仲秋月擇上

次吉日修之」。

(『初学記』卷二四「庫藏」に「凡安國治民、從近制遠者、

必先實之。見吳越春秋とある)。

35、(10才)「修庫藏」

奎「震圭謂。…其有避忌。在工力選擇篇已明載矣。註曰。

修宮室、普通宅舍。修完屋舍、修宮破木、堅柱上梁者、成定日註之。

北「圭謂。…其有避忌。在工力選擇篇已明載矣。註曰。修建宮室、

普通宅舍。修完舍屋、修宮破木、堅柱上梁者、成定日註之。」。

36、(10才)「修庫藏」

奎「若遇起土吉日同者。註 修造動土。否則依上。或制浮用器物。

但遇所依不忌。…凡遇定成。便註 堅柱上梁忌大殺。」。

北「若遇起土吉日同者。註 修造動土。否則依上。或制浮用器物。

但遇所宜不忌。…凡遇宅成。便註 堅柱上梁忌大殺。」。

37、(10才)「修庫藏」

奎「忌四廢・五墓…及四殺。堅柱上梁忌大殺。

北「忌四廢・五墓…及四殺。忌柱上梁。忌大殺。」。

38、(10ウ)「修庫藏」

奎「五月丑・申・戌寅、上吉。戊辰、戊戌、己巳、辛巳、次吉。

北「五月丑・申・戌寅、上吉。戊辰、戊戌、己巳、辛巳、己亥、次吉。

(奎本と『星曆』に「己亥」なし)。

39、(10ウ)「修庫藏」

奎「七月子・丑・辰・未・戌・壬午、上吉。辛丑・癸亥、不吉。午日・丁卯・癸酉、次吉。

北「七月子・丑・辰・未・戌・壬午、上吉。辛丑、不吉。癸卯、中吉。午日・丁卯・癸酉、次吉。

(北本に「癸亥」なし。「癸卯、中吉」の四字、奎本と『星

曆』になし)。

40、(10ウ)「修庫藏」

奎「十二月寅・卯・亥・巳・甲申・庚辰、庚申、上吉。

北「十二月寅・卯・亥・巳・甲申、庚申、上吉。」。

(北本に「庚辰」なし。『星曆』にはあり)。

41、(10ウ)「修庫藏」

奎「若值上中吉、會祈福黃道者皆同用」。

北「若值上中吉、會祈神黃道者皆同用」。

42、(10ウ―11才)「修倉廩」

奎「震圭按。月令云。仲秋之月。命有司。穿竇罅。修困

倉。…或若速修。於餘月内依下選用亦可。加增修。不必

天倉相會」。

北「圭按。月令云。仲秋之月。命有司。穿竇。修倉。或若速修。餘月内依下選用亦可。如增修。不必天倉相會」。

〔星曆〕および今本『礼記』に「困倉」に作る。奎本の「加」は、『星曆』に「如」に作る。

43、(11才)「築補城郭」

奎「左傳曰。計丈數。度高卑。度厚薄。勿溝洫。物土方。議遠邇。量事期。計庸徒。慮財用。書糶糧。以令役」。

北「左傳曰。計大數。端高卑。度厚薄。勿溝洫。物土方。議遠邇。量事期。計庸徒。慮財用。書糶糧。以令役」。

(奎本の「糶」は『左伝』昭公三十二年に「餼」に作る。米旁と食旁は義近く、互換する。尚「端高卑」「計庸徒」

は、『左伝』に各々「揣高卑」「計徒庸」に作る)。

44、(11ウ)「築補城郭」

奎「註曰。建立都邑・築壘城郭・修築隄防・補理城郭」。

北「註曰。建立都邑・築壘城郭・修築隄防・補理城郭」。

(奎本に「修葺城隍」の句なし)。

45、(11ウ)「築補城郭」

奎「震圭按。月令云。孟秋之月。農乃登穀。天子嘗新。先薦寢廟。命百官始収斂。完隄防。謹壅塞。以補水潦。修

宮室。坏牆。補城郭」。

北「圭按。月令云。孟秋之月。農乃登穀。天子嘗新。先薦寢廟。命百官始収斂。完隄防。謹壅塞。以補水潦。修

宮室。坏牆。補城郭。完隄防。謹壅塞。以備水潦。修宮室。坏牆垣。補城郭」。

〔礼記〕には、北本と同じく「農乃登穀」「備水潦」「坏牆垣」に作る。「穀」は「穀」の或体)。

46、(11ウ)「築補城郭」

奎「此之謂也。冬於其月。擇上吉日而用之」。

北「此之謂也。各于其月。擇上吉日而用之」。

(北本の「各」に作るのがよい)。

47、(11ウ―12才)「築補城郭」

奎「忌土府・土符・地囊四殺。及土旺後有動土者」。

北「忌土府・土符・地囊。四殺。及上旺後有動土者」。

(北本の「忌」は「忌」の訛。また、北本の「上」は「土」の誤り。「土旺」は『星曆』に「土王」に作る)。

48、(12才)「築補城郭」

奎「禮記云。忌用夏三月也。謂國家大興土工。則忌此。其餘小事庶曆不忌」。

北「礼記云。忌用夏三月也。謂國家大興土工。則忌此。其餘小事庶曆不忌」。

(北本、「庶曆」の下一字分の空格。文脈から見て、「不忌」に作るべし)。

49、(12才)「築補城郭」

奎「六月卯・巳・申・亥。上吉。癸巳。不宜。用寅。中吉。甲子。戊子。次吉」。

北「六月卯・巳・申・亥。上吉。癸巳。不宜。寅。中吉。甲子。戊子。次吉」。

(奎本の「用」は北本になし。『星曆』に「甲」に作る。従うべし)。

50、(12才)「築補城郭」

奎「九月寅・午・壬申・丙申・癸酉・癸巳、上吉巳・申・酉・壬午・丙午・中吉」。

北「九月寅・午・壬申・丙申・癸酉・癸巳、上吉巳・卯・酉・壬午・丙午・中吉」。

『星曆』に「申」に作る。

51、(12才)「築補城郭」

奎「中吉日註修補隄防・補理城郭」。

北「中吉日註修築隄防・補理城郭」。

52、(12ウ)「爐冶」

奎「曆例曰。凡置爐冶。興修造動土同選」。

北「曆例曰。凡置炉冶。修造動土同選」。

〔興〕字、北本になし。『星曆』に「與」に作る。従うべし。

53、(13才)「修井」

奎「震圭按。易曰。井以辨義。施而無私義之方也」。

北「圭按。易曰。井以辨義。施而無私義之方也」。

〔易〕繫辭伝下に「井以辨義」とある。

54、(13才)「修碓磴」

奎「天寶曆曰。春不修磴。…各月擇吉日用之」。

北「天寶曆曰。春不修磴。…各於其月擇吉日而用之」。

〔北本の「於其」の二字、『星曆』にもなし〕。

55、(13ウ)「拜官」

奎「曆例曰。凡封建・承襲・封官爵等事同。註曰。拜官・襲爵・受封」。

封拜・拜建・受職」。

北「曆例曰。凡封建・承襲・封官受爵等事同。註曰。拜官・襲爵」。

受封・封拜・建・受職」。

〔北本に「官爵」の「官」字なし。『星曆』に「曆例曰。

凡襲封官爵等事同」に作る。北本の「職」は「職」の俗字。

卷四に既出〕。

56、(13ウ)「拜官」

奎「凡拜官之日。全吉註吉凶。全凶註忌。吉凶參之以備急」。

北「凡拜官之日。全吉註吉宜。全凶註忌。吉凶參之以備急」。

〔北本の「宜」に作るのがよいか〕。

57、(14才)「拜官」

奎「易曰。上古結繩而治。後世聖人易之以契。百官以治。

萬民以察。蓋取諸史」。

北「易曰。上古結繩而治。後世聖人易之以書契。百官以治。

萬民以察。蓋取諸史」。

〔易〕繫辭伝下の文は「後世聖人易之以書契」「蓋取諸

史」に作る。

58、(14才)「拜官」

奎「月令云。孟秋之月。毋以封諸侯。立大官。毋以割地。

等事宜。孟夏之月。可以封諸侯也」。

北「月令云。孟秋之月。毋以封諸侯。立大官。毋以割地。

孟夏之月。可以封諸侯也」。

〔奎本の「等事宜」の三字は北本『星曆』になく、衍文。「可

以封諸侯也」の「可以」の二字、『礼記』になし。意を

以て補つたもの〕。

59、(14才)「拜官」

奎「忌。正月：八月丑・寅・巳・午・未・戌日。辛日不註凶。

北「忌。正月：八月丑・寅・巳・午・未・戌日。乙日不註凶。

〔『星曆』は「八月丑・寅・巳・午・未・戌日」で文が終る。〕

60、(14ウ)「拜官」

奎「凡若速用。不能待吉日者。於忌日之外選而用之。」

北「凡或若速用。不能待吉日者。於忌之外選而用之。」

〔『星曆』に「又凡速用。不能待吉日者。於忌日之外選而用之」に作る。〕

61、(14ウ)「赴任」

奎「曆例曰。凡奉恩承命・臨赴治任等事同。」

北「曆例曰。凡奉承恩命・臨赴治任事同。」

〔『星曆』に「凡奉承恩命」に作る。〕

62、(14ウ)「赴任」

奎「忌天獄・天吏・往亡・四絶・四離・己日・建・破・平・

収・滿・閉及上朔日」

北「忌天獄・天吏・往亡・四絶・四離建・破・平・収・滿・閉及上朔日

〔『星曆』に「己日」と「上朔日」なし。〕

63、(15才)「臨政」

奎「凡禮上參賀・設政布令・受覽圖籍・聽決獄訟等事同。註曰。

臨政親民・臨官視事」。

北「凡礼上參賀・設政布令・受覽圖籍・听決獄訟等事同。註曰。

臨政親民・臨官親事」。

〔「圖」は「圖」の元字。「籍」と「藉」は通用字。〕

64、(15才)「臨政」

奎「宜正月空 三月寅・卯日平吉 七月空 八月酉日平吉」。

北「宜正月空 二月寅・卯日平吉 三月西・寅・巳正吉。不用平吉。 四月午日平吉。

五月申日平吉。午日平吉。 六月巳・申平吉。不宜平吉。 七月空 八月酉日平吉。

九月申・亥正吉。日不用平吉。 十月亥日平吉 十一月亥日平吉 十二月寅・午・亥正吉。

〔奎本、三月・四月・五月・六月・九月・十月・十一月・十二月の曆注日を脱す。〕

十二月の曆注日を脱す。〕

65、(15才)「臨政」

奎「震圭按。：然非吉神。亦無凶殺。故曰平。以代其有速

用也。〕

北「圭按。：然非吉神。亦無凶殺。故曰平。以代其有速用也。〕

〔奎本に従い「速」に作るべきであろう。〕

66、(15ウ)「平治」

奎「註曰。平理道塗」。

北「註曰。平理道塗 宜平日。 忌空」。

〔『星曆』に「宜平日」と、「忌空」の句なし。〕

67、(16才)「伐木」

奎「註曰。伐木 宜午申日。忌四殺」。

北「註曰。伐木 宜午卯日。忌四殺」。

〔『星曆』に「宜立冬後立春前午日申日危日。忌建・破・平・

収日」に作る。〕

68、(16才)「伐木」

奎「震圭按。月令云。孟夏之月。毋伐木樹。草木零落。然後斤斧入山」。

北「圭按。月令云。孟夏之月。毋以伐大樹。草木零落。然後斤斧入山」。

〔礼記〕月令「孟夏之月。毋伐木樹」とあり、王制に「草木零落。然後入山林」とあるが、「斤斧」の二字なし。

69、(16才)「伐木」

奎「周禮曰。柞氏掌攻草木。夏氏日至。今利陽木而火之。冬至。今剥陰木而水之。仲冬斬陽木。山南曰陽。」。

北「周禮曰。柞氏掌攻草木。夏四至。今利陽木而火之。冬至。令剥陰木而水之。故仲冬斬陽木。山南曰陽。」。

〔周礼〕秋官に「柞氏掌攻草木及林麓。夏日至。令刊陽木而火之。冬至。令剥陰木而水之」とある。

70、(16才)「移徙」

奎「凡升高履險。忌危日。便註外高凶。」。

北「凡登高履險。忌危日。便註登高凶。」。

71、(16ウ)「安牀」
奎「曆例曰。凡安置產室・豎立屏帳・張懸帷幄寺事同。註安床宜危日。忌申日及遊神所在直日。凡安置產室」。

北「曆例曰。凡安置產室・豎立幃帳・張懸帷幄寺事同。註安牀宜黃道德合成開日。忌申危日及遊神所在直日。凡安置室」。

(北本の「幃」の字、『星曆』にもこの字に作る。北本の「黃

道德合成開」の六字、奎本になし。「註」以下は、奎本と『星曆』はほぼ同じ。ただ、「遊神所在直日」は『星曆』に「遊神所在之方」に作る)。

72、(17才)「裁衣」

奎「註曰。裁衣・製造衣服・裁縫衣服。宜滿・成・開、并重・復日。相加者用之」。

北「註曰。裁衣・製造衣服・裁縫衣服。宜滿・定・成・開、并重・復日。相加者用之」。

〔星曆〕に「製造」「宜滿日・成・定・開日・王日、并重・復日」に作る。「製」と「制」は通用)。

73、(17才)「裁衣」

奎「二月乙丑・乙巳・辛未・乙亥・辛巳・丁亥・癸巳・乙未」。

北「二月乙丑・巳巳・辛未・乙亥・辛巳・丁亥・癸巳・巳未」。

〔星曆〕に各々「巳巳」「乙未」に作る)。

74、(17才)「裁衣」

奎「五月丁丑・丁亥・丁巳・丁未本無吉日、以重・復・王日代之。巳日有裁衣。」。

北「五月丁丑・丁亥・丁巳・丁未本無吉日、以重・復・王日代之。巳日本裁衣。」。

75、(17才)「裁衣」

奎「六月巳巳・乙亥・巳卯・辛巳」。

北「六月巳巳・乙亥・乙卯・辛巳」。

〔星曆〕は奎本と同じ)。

76、(17才)「裁衣」

奎「六月巳巳・乙亥・巳卯・辛巳」。

北「六月巳巳・乙亥・乙卯・辛巳」。

〔星曆〕は奎本と同じ)。

77、(17才)「裁衣」

奎「六月巳巳・乙亥・巳卯・辛巳」。

北「六月巳巳・乙亥・乙卯・辛巳」。

奎「八月乙丑・己巳・辛未……」。

北「八月乙丑・己巳・辛未……」。

〔『星曆』は奎本に同じ〕。

77、(17才)「裁衣」

奎「十月壬午・壬辰・壬子……」。

北「十月壬申・壬辰・壬子……」。

〔『星曆』は北本に同じ〕。

78、(17才)「裁衣」

奎「十二月己巳・乙亥・辛巳……辛亥」。

北「十二月己巳・乙亥・辛巳……辛亥・丁巳・癸亥」。

〔『星曆』は奎本に同じ〕。

79、(17ウ)「冠帯」

奎「震圭按、禮記云、十八禮者、冠・昏・喪・祭・鄉・相見也」。

北「^圭按、禮記云、六礼日、冠・婚・喪・祭・鄉・相見也」。

〔『禮記』王制に「六禮。冠。昏。喪。祭。鄉。相見」と

ある。「十八」は「六」の誤り〕。

80、(17ウ)「冠帯」

奎「故男子二十而冠、女子十五而笄。然後可以學禮成身、

然後可以成夫婦。成夫婦、然後可以繼後嗣、以為宗廟社

稷之主也。如是觀之、冠帶之事、成身之大也。今曆用定

日、定則取安定之意、無以妄動也」。

北「故男子二十而冠、女子十五而笄。然後可以成夫婦。成

夫婦、然後可以繼後嗣、以為宗廟社稷之主也。如是觀之、

事、成身之大也。今曆用定日者、取安定之意、無以妄動也」。

〔北本「學禮成身、然後可以」「冠帶之事」の句を脱す〕。

81、婚禮(18才)

奎「曆例曰、婚姻之禮。納采・納徵・請期・迎親等事同」。

北「曆例、婚之禮。納采・納徵・請期・迎親等事同」。

〔北本に「姻」の字無し〕。

82、婚禮結親(18ウ)

奎「婚禮結親 曆例曰、凡結會親姻・燕集賓友・迎婚納妻

等事同。註曰、結會親姻」。

北「結婚 曆例曰、凡結會親姻・燕集賓友・迎婚妻納等事

同。註曰、結會親姻結親」。

〔『星曆』に「曆例曰、凡結會親姻・燕集賓友・婚禮等事」

に作る〕。

83、婚禮結親(18ウ)

奎「宜吉期・陽德・不將・執儲・玉宇……」。

北「宜吉期・陽德・不將・執儲・玉宇……」。

〔「執」は「執」の俗字。儲は「儲」の俗字であろう。い

ずれも以後採らず〕。

84、婚禮結親(18ウ)

奎「忌五離・八龍・大時・上朔……」。

北「忌五離・八龍・大明・上朔……」。

〔『星曆』に「大時・小時・上朔」に作る〕。

85、婚禮結親(18ウ)

奎「宜正月…三月 亥・寅日、子日、宜。乙亥・甲子、不宜」。

北「宜正月…三月 亥・寅日、宜。子日、宜。乙亥、不宜。甲子、不宜」。

〔『星曆』に「三月、宜、亥・寅・子日。不宜、乙亥・甲子日」に作る。〕。

86、婚禮結親（18ウ）

奎「宜正月…五月 寅・未・戌日、宜。辰日、不宜」。

北「宜正月…五月 寅・未・戌日、宜。辰日、天岳為凶也」。

〔『星曆』に「天岳為凶也」の五字なし。〕。

87、婚禮結親（18ウ）

奎「宜正月…六月 亥・寅・卯・巳日、宜。丁亥・乙卯、不宜」。

北「宜正月…六月 亥・寅・卯・巳日、宜。丁亥・己卯、不宜」。

〔『星曆』は「乙卯」に作る。〕。

88、婚禮結親（19才）

奎「宜正月…七月 子・丑・午・辰・卯日、宜。戊午・庚子日、不宜」。

北「宜正月…七月 子・丑・卯・辰・午日、宜。戊午・庚子日、不宜」。

89、婚禮結親（19才）

奎「宜正月…十月 卯・辰・未日、宜。今易雷公、戊午・甲午・丙午、不宜。為吉可用」。

北「宜正月…十月 卯・辰・未日、宜。戊午・甲午・丙午、不宜。今易雷公、初吉可用」。

〔『星曆』に「今易雷公」より「為吉可用」まで無し。〕。

90、婚禮結親（19才）

奎「宜正月…十一月 丑・戌日、宜。辰日、不宜」。

北「宜正月…十一月 丑・戌日、宜。辰、亦宜」。

〔『星曆』に「不宜」に作る。〕。

91、婚禮結親（19才）

奎「忌正月酉 燕集賓友」。

北「忌正月 酉 宴集賓友」。

92、婚禮結親（19才）

奎「忌正月…五月 申、結會賓親。亥、納禮成親。酉同上」。

北「忌正月…五月 申、結會賓親。亥、納禮成親。酉同上」。

93、婚禮結親（19才）

奎「忌正月…七月 亥・酉同。燕會親賓。申、結會親姻」。

北「忌正月…七月 亥・酉同。宴會賓親。結婚親姻」。

94、婚禮結親（19才）

奎「忌正月…九月 戌、納禮成親。酉同。丑、納會親姻。止停賓客」。

北「忌正月…九月 戌、納禮成親。酉同。丑、結會親姻。止停賓客」。

95、婚禮結親（19才）

奎「忌正月…十一月 酉・巳同。納禮成親。未、會親停客」。

北「忌正月…十一月 酉・巳同。納禮成親。未、言親停客」。

96、婚禮結親（19才）

奎「忌正月…十二月 丑、納禮成親。辰亦同。酉、結會賓親」。

北「忌正月…十二月 丑、納禮成親。辰、納禮成親。酉、結會賓親」。

97、張設宴樂（19ウ）

奎「右若遇結親吉日者、亦可用此」。

北「右若遇結親吉日者、亦同用此」。

〔『星曆』は「亦可用」の下に「不忌四殺滿閉日」の七字あり。〕。

98、嫁娶（19ウ）

奎「註曰…忌亥日 月厭 厭對 無翹 婦忌 大小徃亡」。

北「註曰…忌亥日・月厭・對・無翹・婦忌・大小徃亡」。

〔奎本に「婦忌」に作るは「婦忌」の誤。『星曆』に「婦忌」に作る。〕

99、嫁娶（19ウ）

奎「忌月食之辰 謂月食之辰陰陽相薄」。

北「忌月蝕之辰 謂月蝕之辰陰陽相薄也」。

100、嫁娶（19ウ）

奎「宜。正月 丁卯・丙子・己卯・庚寅・庚子」。

北「宜。正月 丁卯・丙子・己卯・卯・庚子」。

101、嫁娶（19ウ）

奎「六月 壬申・癸酉・甲戌・癸未・癸巳・戊午」。

北「六月 壬申・癸酉・丁戌・癸未・甲申・乙酉・乙未・戊戌・戊申・壬戌」。

102、嫁娶（19ウ）

奎「八月 辛未・壬申・辛巳・壬午・癸未・甲申・癸巳・甲午・戊申」。

北「八月 辛未・壬申・辛巳・壬午・癸未・甲申・癸巳・甲午・戊申・戊午」。

103、嫁娶（19ウ）

奎「大月 初三・初五・初六・初八・十一・十二・十六」。

北「大月 初三・初五・初六・初八・十一・十三・十四」。

104、出行（20オ）

奎「曆例曰、凡巡狩・省方・遠遊・謀運・經營・轉輸等事同」。

北「曆例曰、凡巡狩・省方・遠遊・謀運・經營・轉輸等事同」。

〔『星曆』に「轉輸」に作る。〕

105、出行（20ウ）

奎「宜。正月…六月 未 七月 午 …十二月 亥 日」。

北「宜。正月…六月 未 七月 未 …十二月 亥 日」。

〔『星曆』は奎本に同じ。〕

106、遠行求利（20ウ）

奎「今按、紀歲曆云、凡遠旅求索・出入興販・遠進貨財等事同。註曰、遠行求利」。

北「今按、曆紀歲云、凡遠旅求索・出入興販・遠貨財等事同」。

〔奎本の「紀歲曆」に作るべし。『星曆』も同じ。北本に「註曰」以下なし。〕

107、遠行求利（20ウ）

奎「二月 申日、忌經求取索。不忌遠行。取日不註、取索凶」。

北「二月申日、忌經求取索。不忌遠行。取日 不註 取索凶」。

108、漁獵（21オ）

奎「註曰…宜収日・執日」。

北「註曰…宜収・執、魚」。

109、漁獵（21オ）

奎「震圭謂、魚獵者、屠宰之象也。亦宜避」。

北「圭謂、魚獵者、屠宰之象也。亦宜避 聖筭元辰日也」。

〔北本に従い「聖筭元辰日也」の六字あるべし。〕

110、漁獵（21オ）

奎「易曰、上古作繩而為網罟、以佃以漁、蓋取諸離」。

北「易曰、上古作結繩而為網罟、以畋以漁、盖取諸离」。

（今本『易』繫辭伝下の文。奎本は「結」字を脱す。北

本の「畋」は「佃」の異体字。北本は、以下「田」も「畋」に作るが、一々採らず）。

111、漁獵（21ウ）

奎「禮曰、古者天子諸侯無事。則歲三田。…天子殺則大綏。

諸侯殺則小綏。…」。

北「礼曰、古者天子諸侯無事。則歲三畋。…天子殺則下大

綏。諸侯殺則下小綏。…」。

（『礼記』王政の文。奎本は「下」字を脱す）。

112、牧養（22才）

奎「十一月辰申戌、乙丑・乙亥・乙巳・甲寅」。

北「十一月辰申戌、乙丑・己亥・乙丑・甲寅」。

113、牧養（22才）

奎「十二月亥卯巳、甲子・甲辰・甲申・乙酉・甲寅・乙卯」。

北「十二月亥卯巳、甲子・甲子・甲申・乙酉・甲寅・乙卯」。

114、籍田（22才）

奎「今按、月令云…乃擇元辰。天子親載耒耜。…此示躬

之不易也」。

北「今按、月令云…乃擇元辰。天子親載耒耜。…此示躬

耕不易也」。

（『礼記』月令の文は圭本に同じ。「此示躬」の下は「耕」

字があつたほうがよい）。

115、籍田（22ウ）

奎「元辰日、躬耕帝籍」。

北「聖筭元辰日、躬耕帝籍」。

116、種蒔（22ウ）

奎「曆例曰、凡種植百穀・花菓・菜蔬等事同。註曰、種蒔栽植」。

北「曆例曰、凡種植百穀・花菓・菜蔬等事同。註曰、種蒔栽植 栽植種蒔」。

（北本の「栽植種蒔」は衍字）。

117、種蒔（22ウ）

奎「兼忌死神、死氣、乙日」。

北「兼忌死神、死氣、一日」。

（『星曆』に「乙日」に作る）。

118、種蒔（22ウ）

奎「宜。正月…九月申・癸酉・甲午・壬午・癸巳・癸卯・壬子・癸亥」。

北「宜。正月…九月申・癸酉・壬午・癸巳・癸卯・壬子・癸亥」。

119、種蒔（23才）

奎「其四季月、土王前後旋、註、母倉添牧養・栽種」。

北「其四季月、土王前後旋、註、母倉添牧養」。

120、交易（23ウ）

奎「曆例曰、凡立契券、貿易田園宅舍僕畜宅財貨市佑等事

同」。

北「曆例曰、凡立契券・貿易日園宅舍僕財貨市佑等事同」。

（圭本「卷」は或いは「券」の異体字であろう。以下、

圭本に「卷」に作つて、「券」の義で用いる者は一々採

らず。『星曆』に「立契券、交貿易」に作る。

121、交易(23ウ)

奎「宜、正月…六月寅・卯・午・亥…十月卯…十一月丑・寅・辰」。

北「宜、正月…六月寅・卯・午・未…十一月卯…十月丑・寅・辰」。

122、醞釀(23ウ)

奎「曆例曰、凡醞造酒醴、和合醢醢麴麴飲饌漿醋等事同」。

北「曆例曰、凡醞釀造酒醴、和合醢醢麴麴飲饌漿醋等事同」。

123、醞釀(23ウ)

奎「註曰、醞釀、宜成・定日」。

北「宜成・定日」。

124、納財(24才)

奎「曆例曰、凡受物産・園田宅舍、内納財貨等事同」。

北「曆例曰、凡交受物産・田園・宅舍、内納財貨等事同」。

125、納財(24才)

奎「宜、正月亥。収索、乙亥不宜。丙子・甲午・丙午、納財」。

北「宜、正月亥。収索、乙亥不宜。丙子・甲午・丙午、内財」。

(北本の「収堂」は「収索」の誤。北本も二月、四月で「収索」に作る)。

126、納財(24才)

奎「二月子。収索、甲戌・丁亥・丁未」。

北「二月子。収索、甲戌・丁未」。

127、納財(24才)

奎「十一月寅申酉辰日、甲辰」。

北「十一月寅日酉辰日、甲辰」。

128、納奴婢(24才)

奎「納奴婢」。

北「納奴婢。大明曆考異、与畜財同選。其義非也」。

(北本の「大明曆考異」以下の十四字、圭本になし)。

129、「納奴婢」(24才)

奎「風俗通曰、奴婢謂之賊獲。古制無奴婢。即盜賊被罪、没入為官婢」。

北「風俗通曰、奴婢謂之賊獲。古制無奴婢。即盜賊被罪、没入為官婢」。

没入為官婢」。

没入為官婢」。

〔風俗通〕の文は佚文。『芸文類從』卷三六や『白氏六帖』卷六等に引かれる文は「古制本無奴婢。奴婢皆是犯事者、或原之。奴者、劣。婢者、卑陋。臧者、被臧罪、没入為官奴婢。獲者、逃亡獲得、為奴婢者也」とある。

北本の「臧」は「臧」の俗字)。

北本の「臧」は「臧」の俗字)。

130、「納奴婢」(24才)

奎「次後傭雇而為。今則驅虜貨市、或自願傭身者」。

北「次後庸雇而為。今則駟虜貨市、或自願庸身者」。

〔庸〕は「傭」の本字。「駟」は「驅」の俗字。以下一々採らず)。

採らず)。

131、「納奴婢」(24ウ)

奎「宜…二月子…七月巳」。

北「宜…二月未…七月巳」。

北「宜…二月未…七月巳」。

132、「出財」(24ウ)

奎「出財」大明註曆無出財宜忌。似不細詳。今故補之。若於庶曆不註忌日。右若會内財吉日者、註出入財貨。

北「出財」大明出曆無出財宜忌。似不細詳。今故補之。若於庶曆不註忌日。右若會納財者、註出入財貨。

133、「出財」(24ウ)

奎「宜、正月…二月寅午日。天恩、酉・戌・丑・巳不宜。三月午・戌・寅日。天恩、酉・戌・丑・未不宜。七月巳子戌申。

北「宜、正月…二月寅午。天恩、酉・戌・丑・巳不宜。三月午・戌・寅。天恩、酉・戌・丑・未不宜。七月日子戌申。

(北本「大恩」は「天恩」の誤)。

134、「出財」(25オ)

奎「忌、正月申未・酉・丑。忌日。乙丑・癸丑・辛巳・癸未、己酉、不註忌」。

北「忌、正月申未・酉・丑。忌日。乙丑・癸丑・辛巳・癸未、己酉、不註忌」。

(奎本「不註忌」を、北本では、正月より六月まで「不註忌」に作り、七月より十二月まで「不註忌」に作る。以後一々採らず)。

135、「出財」(25オ)

奎「忌、正月…九月丑・卯・辰・未・戌・午日。忌。乙丑・癸丑・戌辰・庚辰・丁未、癸未、不忌。

北「忌、正月…九月丑・卯・辰・未・戌・午日。忌。己丑・癸丑・戌辰・庚辰・丁卯、癸未、不忌。

136、「出財」(25オ)

奎「忌、正月…十月…忌。戊辰・庚辰・辛巳・壬午・庚戌、不註忌」。

北「忌、正月…十月…忌。戊辰・庚辰・辛巳・壬午・庚戌、不註忌」。

137、「解除」(25オ)

奎「曆例曰、凡解除洗殿院・宅舎、除祓灾咎等事同。註曰解除宜解神 除晦」。

北「曆例曰、凡解除洗殿院・宅舎、除妖灾青寺事同。註曰解除宜解神・除神・除晦日」。

(奎本の「祓」は「妖」の正字。「青」は「管」の俗字)。

138、「療病」(25ウ)

奎「忌…建・平・収・閉・満日満日者、忌服薬治病天巫日也…」。

北「忌…建・平・収・閉・満日満日者、止忌服薬治病天巫日也…」。

139、「療病」(26オ)

奎「凡值死神・月害、忌求醫療病。死氣忌避病尋醫。游禍忌服薬。致死忌服薬」。

北「凡值死神・日害、忌求醫療病。死氣忌避病尋醫。游禍忌服薬。致死忌服薬治病」。

(北本の「日害」は「月害」の誤りである)。

140、「剃頭」(26ウ)

奎「註曰剃頭」。

北「註曰剃頭、又用成・開日」。

141、「除手足爪甲」(26ウ)

奎「註曰手足甲」。

北「註曰手甲、除足甲、除手足甲、除手足爪甲」。

142、「除手足爪甲」(26ウ)

奎「六日十六日晦陰手足甲。如會前丑寅日、註…」。

北「六日十六日晦日陰手足爪。如會前丑寅日者、註…」。

143、「破土」(27才)

奎「曆例曰、凡破地開穴・發故啓攢…」。

北「曆例曰、凡破地開穴・發故啓攢…」。

〔星曆〕は北本に同じ。

144、「安葬」(27才)

奎「曆例曰、凡卜安葬・選墳塋・權厝殯殮…」。

北「曆例曰、凡卜安兆・迁坟宮・权厝殯殮…」。

〔星曆〕に「安葬・建塋・權厝・遷葬」に作る。

145、「五姓修宅」(27ウ)

奎「假令宮音土、己年氣絶。午年白虎。酉申年小通」。

北「假令宮音土、己年歲氣絶。午年白虎。酉年甲小通」。

〔星曆〕は奎本に同じ。

146、「十二神所在人神」(28才)

奎「二十八宿直日所屬七曜及異名原流在網繼正數合術篇」。

北「二十八宿直日所屬七曜及異名源流在網繼正數合得篇」。

147、「十二神所在人神」(28才)

奎「危 畢 張 心大陰 莫日」。

北「危 畢 張 心大陽 異蜜日」。

148、「十二神所在人神」(28才)

奎「凡歲旦直宿、即依其宿所屬七曜、註某宿直日受歲」。

北「凡歲旦直宿、即依其宿屬七曜、註禁宿直日受歲」。

149、「十二神所在人神」(28才)

奎「御曆。依每日所直宿及所屬七曜異名兼註之」。

北「御曆。依每日所直宿及所屬上曜異名兼」。

150、「得辛龍地水附」(28ウ)

奎「自歲旦朔干數、去看幾日得者、是也。如月朔子、即五龍也」。

龍也。

北「自歲旦朔干數、去看幾日得者、是也。如朔子是辛、便二日得辛、

做此」。

151、「龍地水」(以下の文、奎本になし)

北「自歲旦朔枝數、去幾日得辰為龍也。如月朔子、即是五龍也」。

(150と151について、『星曆』に「自元旦日干順數至幾日、

逢辛日者、即得辛。自元旦日支順數至幾日、逢辰日者

為龍地水」と云う。奎本は、「得辛」と「龍治水」の二

文を一文に写し誤ったのであろう)。

152、「天罡河魁」(28ウ)

奎「陽年前二辰為天罡。後二辰為河魁。陰年反之。…他放此」。

北「陽神前二辰為天罡。後二辰為河魁。陰年反之。…做此」

153、「三元太歲立成」(28ウ)

奎「上元年黒、宮入中宮之數」。

北「上元年黒方、宮入中宮之數」。

154、「三元太歲立成」(29才)

奎「自皇統甲子為上元。泰和甲子為中元。今正甲子為下元。

…今至元甲子得七、便以七赤入中宮」。

北「自皇統甲子為上元。泰和甲子為中元。今至至元甲子下元。：令至元甲子得七、便以七赤宮」。

155、「三元太歲立成」(29ウ)

奎「一白 二黒 三碧：七赤 八白 九紫 順布九宮」。

北「一白・二黒・三碧：七赤・八白」。

156、「孟仲季年正月起宮數法」(29ウ)

奎「孟仲季年正月起宮數法」。

北「孟仲季年 法」。

157、「孟仲季年正月起宮數法」(29ウ)

奎「假令正月八白 二月七赤 三月六白：六月三碧 七月

二黒 八月一白 九月九紫 他倣此」。

北「假令正月八白、二月七赤、三月六白：三碧、七月二黒、

八月一白。他倣此」。

十、まとめに代えて

以上のように、北本を以て、『曆時明原』の校訂を行ってきた。この校訂作業からわかるように、巻一では七九ヶ所、巻二では九二ヶ所、巻三では一二六ヶ所、巻四では一三二ヶ所、巻五では一五七ヶ所の校訂を行うことができた。実に五八六ヶ所に及ぶ。一ヶ所に、2、3の文字の校訂に及ぶものもあるので、その校訂総数は、おそらく六百数十に達すると考えられる。もちろん、北本によって校訂

を行うことができた部分において、北本の文字がすべてすぐれているわけではない。逆に、北本の方が誤って書写されている個所も多いのである。しかし、奎本と『星曆』の校訂^{注1}だけからは伺い知れなかった『曆時明原』の本来の原貌を復原に貢献すること大であった。この北本の発見はきわめて大きな意義を有していることが今回証されたのである。

そもそも、奎本『曆時明原』は、高麗朝が元に服属して以後、元より伝えられたテキストを基にしているのである。そして、それが歴代書写によって伝えられていたものが、李朝において十八世紀に銅活字によって複製されたものである^{注2}。この復刻までの六世紀間は、手抄を繰り返すことによる伝来であったはずであり、この間に文字に多くの誤写や脱字が生じたであろうことは想像に難くない。銅活字に置き換える際に、校訂はほどこしたであろうが、高麗朝以来のテキストにさほど多くの異種のテキストがあったとも考えられず、その校訂には自ずから限界があったと思われる。

『星曆考原』は、清朝初期まで伝わっていた『曆時明原』の中国国内のテキストを基に、改訂が行われ、成書された書である。この『曆時明原』の中国国内のテキストとは、どのようなテキストであったのか、そのテキストが現存しない今、それを考証することはほとんど不可能である。た

だと言えることは、康熙朝の学者たちが共同でこれを吉凶選択の基本書として選んだことには理由があった。一つは、『曆事明原』が吉凶に関する様々な暦注の循環規則や適用事例を他の選択書よりもより具体的により理論的に説明していることであろう。さらには、『曆事明原』が、清朝前期には既に減んでいた唐宋以来の暦注書を引用しており、そのため『曆事明原』が当時雑多に存在していた他の暦注書より確実に歴史性を有しており、その意味で「權威」があると彼等が判断したからであろう^{注3}。

既に（上）で述べたように、北本は、奎本とは系統を異にするテキストであることは言うまでもない。問題は、康熙朝の学者たちが『星曆考原』編纂の基とした『曆事明原』が、北本『曆事明原』とどのような関係にあるかということである。

結論から先に言えば、康熙朝の学者たちが選んだ理由に『曆事明原』の歴史性や「權威」性があったとすれば、そのテキストも、北本のような極めて民間に近いところで書写されていたテキストとは自ずから異なっていたものであったことは想像に難くない。具体的に見てみよう。

卷一の「吊客」の冒頭は、奎本には「吊客者歳之凶神也。主疾病哭泣之事」という文から始まっており、北本も「吊客者歳之凶神也。主疾病哭泣之事」という文から始まっている。両本には「吊」と「弔」、「哭」と「哀」の文字の違

いがあるが、意味においてはほぼ同じ意である。ところが、『星曆』には「吊客者歳之凶神也」の上に「紀歳歴日」の四字がある（「歴」は「曆」の避諱）。『曆事明原』の通例から見て、ここは引用書名があるべきなのだが^{注4}、奎本・北本ともに脱落している。『星曆』の編纂時に用いた『曆事明原』のテキストにはこの四字が載っていたのである。

また、『曆事明原』全書で十二ヶ所に引用される「堪輿経」は、奎本と『星曆』に「堪輿経」に作るが、北本では全書を通じて「堪餘経」に作っている。「堪」は天の義、「輿」は地の義であるが、『隋書』経籍志では「堪餘経」に作っている。北本の書名の書き方はこの伝統を受け継ぐものであろう。

これらから見ても、北本は、『星曆』の元本の『曆事明原』とは系統を異にするテキストであったと考えられるのである。

このように、系統を異にする二本のテキストと、改訂版ではあるが二本とは系統を異にするテキストが揃ったことにより、『曆事明原』の校訂作業は飛躍的に進んだのである。

一、二の例を挙げよう。

卷四の「臘日」は、それぞれの王朝において、臘日や祖日をどのように決定するのかについて述べた文である。奎本では次のようになってい

魏臺訪議曰、王者各以其行王日為祖、丑為臘也。今

我 國家水徳、王天下。以子為祖、辰為臘也。近大寒前後為之。

この文で「丑為臘也」の一句の意が不明であった^{注5}。ところが、北本では次のようになってる。

魏台訪議曰、王者各以其行王日為祖、裊日為臘。如用金、酉為祖、丑為臘也。今我 國家水徳、王天下。以子為祖、辰為臘也。近大寒前後為之。

つまり、北本にある「裊日為臘。如用金酉為祖」（「裊」は「衰」の異体字）の一〇字が奎本には脱落していたのである。『星曆』には、その文は引かれていないので、以前は校正する術がなかった）。よって、この十字を補うと、『魏臺訪議』以下の文意は次のように解することができよう。

王者は、その王朝の五行の配当における旺日の日に祖の祭りを行い、衰日の日に臘の祭りを行う。もしその王朝の配当が金徳であれば、酉日に祖の祭りを行い、丑の日に臘の祭りをおこなう。

ここまでが、『魏臺訪議』の文である^{注6}。「今我 國家水徳」以下の文は、曹振圭が元朝について述べたもので^{注7}、

今わが國家は水徳をもって天下に君臨している。（水徳の旺日は子であるので）、子日に祖の祭りを行い、（水徳の衰日は辰であるので）辰日に臘の祭りを行う。祖・臘の祭りはいずれも大寒の前後に近い日を選んでこれを行う。

という意である。では、なぜ王朝が金徳であれば旺日が酉に、衰日が丑になり、水徳であれば旺日が子に、衰日が辰になるのか。これは、『曆事明原』が引く『魏臺訪議』とほぼ同意の文が、『通典』巻四四「大示昔」の条により詳細な形で引かれているのがヒントになる。

高堂隆議臘用日云、王者各以其行之盛而祖、以其終而臘。水始於申、盛於子、終於辰。故水行之君、以子祖、以辰臘。……金始於巳、盛於酉、終於丑。故金行之君、以酉祖、以丑臘^{注8}。

この文の「盛」が『曆事明原』の「旺」に、この文の「終」が『曆事明原』の「衰」に当たる。これで、奎本の意味がやや不明であった箇所は、北本の発見によって、文意が完全に通るようになったのである。

もう一つ例を挙げよう。
卷五の「三元大歲立成」表の後ろに、奎本では次の文が載る。

自皇統甲子為上元。泰和甲子為中元。今正甲子為下元。この文中において「今正甲子為下元」の「今正」の意が不明であった。ところが、北本ではここが「今至至元甲子下元」となっている。上元・中元・下元の意味は、六〇の年干支と九宮を組み合わせて一八〇年のサイクルを決定する。この一八〇年のサイクルにおいて、最初の六〇年を上元、次の六〇年を中元、最後の六〇年を下元とすると言う

ことである。

ここで、北本によって補われた文でここを訳すると、

金の皇統甲子(四年、1255年)より上元六〇年が始まる。

金の泰和甲子(四年、1264年)より中元が始まる。今、

至元甲子(元年、1264年)に至って下元が始まる。

となり、奎本では不明であった文意が極めて明確に通じるようになったのである。

清朝公認の諸曆注を作定するために編纂された『星曆』には、当然のことながら、これらの記述は削除されている。

これら以外にも、北本の文によって、奎本の文字が正される個所が多くあることが、今回の校訂から知られることとなった。

では、北本は『曆事明原』のテキストとしては善本なのか。この問いに対しては、直ちにイエスと答えることはできない。その理由の一つが、北本には文の脱落の個所、それも長い文の脱落がいくつかあるということである。詳しくは(上)(中)(下)の校訂を見れば明らかであるが、ここでは巻一と巻二中の脱落例を挙げておく。

1、巻一「黄幡」の「廣聖曆曰、黄幡者」以下の三〇字脱落。

2、巻一「大歳出遊日」の「曆例曰、…己巳日還位」以下

下の三一字脱落。

3、巻二「生氣」の「震圭謂、…則木之長生者亥也」

以下の一五字脱落。

4、巻二「天倉」の「震圭謂、…至二月、陰陽氣離」

以下の二四字脱落。

このように、文の脱落がきわめて多いのである。その最大のもの、巻五の「覃恩」の次に来ている脱落で、奎本には存する「宣政」(6行)、「行賞」(11行)及び「謀畧」(冒頭の3行)の計20行を北本は脱落している。

この脱落の原因はおそらく北本では書写が厳格に行われなかったのと、書写の後の校讐がほとんど行われなかったためであろう。(上)で述べたように、北本には、明清期の俗字がきわめて多く用いられている。北本が民間において書写され、伝来され続けていたテキストであることを、俗字の使用や上述の文の脱落が示しているのかも知れない。

このようなテキストとしての欠陥を有しながらも、北本の発見は、今後の『曆事明原』の研究に裨益することは確実であり、我々は、『星曆』とともに三本のテキストを対照しながら、この書の本文研究の歩をさらに進めることができるのである。

注

1、奎本と『星曆』との校訂は、大川俊隆「奎章閣本『曆事

明原』校訂稿」(二)一(五)(大阪産業大学論集 人文科

学編 九九号—一〇三号、一九九九年一〇月—二〇〇一年

三月)で行っている。

2、大川俊隆『「曆事明原」成書考』(上)(大阪産業大学論集 人文科学編 九九号、一九九九年一〇月)の「二、奎章閣本『曆事明原』について」を参照。

3、『星曆』が編纂されたのには、康熙帝即位早々に起こった曆注事件がおおいに関連しているであろう。康熙帝には、曆注を政争の具として用いられることを防がねばならないという思いがあり、王朝として権威と理論を兼ね備えた曆注書を編纂しなければならなかったのである。大川俊隆『「曆事明原」成書考』(上)の注1参照。

4、『曆事明原』はある一つの曆注について、三つの部分に分けて解説している。最初は、唐宋期の曆注書を引き、その曆注の大まかな性格や機能を述べ、次にその曆注に相当する方位や日時が、どのような行事や用事に適するんか適さないのかを述べる。第二に、また唐宋期の曆注書を引き、この曆注の循環規則を述べる。最後に、「震圭謂」という辞をおいて、曹震圭のその曆注への説明や意見を述べる、というものである。大川俊隆『「曆事明原」成書考』(下)(大阪産業大学論集 人文科学編 一〇一号、二〇〇〇年六月)の「五、『曆事明原』の引用書について (一)『曆事明原』の構成」参照。

5、大川はかつて『「曆事明原」成書考』(上)の「四、『曆事明原』中の「三元」に記載について」において、この「丑

為臘也」の句について「思うに、この「丑為臘也」の文は、高堂隆の議で、「王者各以其行王日為祖」の文の後の「以其終而臘」と同義の文であったろう。因って、『曆事明原』の文は元々「終為臘也」か「衰為臘也」となっていたのを、印刷の段階で誤った可能性がある」と述べた。この推測が誤りであったことが、今回の北本の出現によって明らかになった。謹んでここに訂正する。

6、高堂隆の『魏臺訪議』は、『旧唐書』経籍志や『新唐書』芸文志に、それぞれ「魏臺雜訪議三卷」・「高堂隆魏臺雜訪議三卷」として載る。その佚文は、宛委山堂刊本『說郛』にも輯められている。

7、「今我 國家水徳」と表記したが、「國」は擡頭されている。
8、引用される『魏臺訪議』の文は、水・金以外の他の三行、火・木・土についても述べられているが、ここでは、必要箇所のみ引いた。

(付) 李盛鐸藏書印のこと

本稿(上)において、北京大学本『曆事明原』第一葉目録の箇所には「濟南周氏藉書園印」の藏書印が確認できると記した。(上)においては紙幅の都合もあり省略したが、第一葉にはこの他に「北京大学藏」と「麁嘉館印」の藏書印も確

認できる。「兜嘉館印」は李盛鐸（一八五九—一九三四）の蔵書印である。

李盛鐸、字は義樵、又の字は椒微。号は木斎、晚号は兜嘉居士、は夙に有名な蔵書家である。彼が自ら編纂した蔵書目録には、『木犀軒蔵宋本書目』『木犀軒収蔵旧本書目』『徳化李氏行笈書目』『木犀軒収蔵旧本書目』『木犀軒蔵書目録』『木犀軒無板書目』などがあるが、彼の蔵書の殆ど（九〇八七種）は北京大学図書館に寄贈され、その後、趙万里によって整理された書目である『北京大学図書館蔵李氏書目』（北京大学図書館、一九五六年）が最も整った李盛鐸旧蔵の図書目録になっている。以上、詳しくは巖佐之『近三百年古籍目録摘要』（華東師範大学出版社、二〇〇八年）を参照。

また、李盛鐸はその蔵書の多くに「題記」「書録」を記しており、各本の状況に関するデータの他、その流伝、考証、文字の異同、該本の優劣などについて論じている。張玉範によって整理された『木犀軒蔵書題記及書録』（一九八五年、北京大学出版社）がある。該書には『曆事明原』の書録が収録されている。次の通り。

『曆事明原』五卷。舊抄本。不著撰人、惟卷五題「曆事明原選擇」。前有選擇總序、中有「圭故作此序」之語。各卷中亦有「圭按」等語、殆作書者之名也。收藏有「濟南周氏藉書園印」朱文長方印。書中引用有『神樞經』『曆

例』『廣聖曆』『堪餘經』『曾門經』『乾坤寶曆典』『紀歲曆』『人元祕樞經』『黃帝通甲經』『天寶曆』『總要曆』『五行論』『樞要論』『玉帳經』『壇經』『玉門經』諸書。

『曆事明原』と関連するであろう李盛鐸旧蔵中の折日書には、

『上官拜命玉曆大全』一卷、宋・陳元靚撰、明抄本。

『類編陰陽備用差穀奇書』十五卷、（存卷一至六）元至元三年（一二三三）刻本。

『懼仙肘後經』二卷、明・朱權輯、明刻本。

『新編曆法通書大全』三十卷、明・宋魯珍通書・何士泰曆法・熊宗立類編、明刻本。

『諏吉祕典』二卷『諏擇曆眼』十二卷、明・黃汝和撰、明天啓刻本。

『新編曆法便覽時用通書大全』存五卷（卷二十四至二十八）、明刻本。

がある。中でも、宋末元初の人物である陳元靚の著作『上官拜命玉曆大全』および『類編陰陽備用差穀奇書』（この書も陳元靚の著作の可能性が高い）は『曆事明原』とも時代が近く重要であろう。宮紀子「対馬宗家旧蔵の元刊本『事林広記』について」（『東洋史研究』第六七卷第一号、二〇〇八年）、同氏著「陳元靚『博聞録』について」（『汲古』第五六号、二〇〇九年）を参照。

上記以外の『木犀軒藏書題記及書録』に著録されている術数書を挙げれば次の通り。『回回曆法釋例』一卷(清抄本)。『歩天歌』一卷(清抄本)。『大衍求一釋』二卷(清・焦循手稿本)。『數書九章』十八卷(明抄本)。『太玄經』十卷(明刊本・覆刻宋本)。『太玄經』十卷(明刊本)。『太玄闡秘』六卷(清稿本)。『元包數總義』二卷(明刊本)。『皇極經世』十卷(明刊本)。『易通變』四十卷(清抄本)。『靈臺祕苑』十五卷(清抄本)。『大唐開元占經』一百二十卷(清抄本)。『天文鬼料竅』(明抄本)。『天文異略』四卷(舊抄本)。『乾坤變異録』六卷(明抄本)。『天文祥異圖』九册(民國抄本・影寫明抄本)。『天象源委』十五卷(清抄本)。『天文書』六册(明抄本)。『天心復要』不分卷(舊抄本)。『性理内篇洪範九疇數解』八卷(清抄本)。『黃帝宅經』二卷(明抄本)。『龍經』三卷(明刊本)。『地理發微論集注』一卷(明刊本)。『玉髓真經』三十卷(明刊本)。『靈棋經』不分卷(明刊本)。『圖解校正地理新書』十五卷(元刊本)。『新刊地理五經圖解』六卷(明刊本)。『京氏易傳』三卷(明刊本)。『玄門易髓圖』不分卷(清初抄本)。『新刊相法人倫大統賦解』一卷(影元抄本)。『玉靈聚義通』不分卷(清初抄本)。『大六壬一字訣玉連環』一卷(清抄本)。『易林考證』六十六卷(清稿本)。『易占要略』一卷(日本刊本)。『玄易增衍天機祕鈴』四卷(明刊本)。『丙丁龜鑑』五卷(清抄本)。『太乙統宗寶鑑』二十卷(清抄本)。『太乙數續陶金歌』四卷(清抄本)。『訂正補注太乙陶金歌』三卷(清抄本)。『大定新編便

覽』二卷(清抄本)。『五行大義』五卷(日本刊本)。『太乙捷要』不分卷(清抄本)。『遁甲烟波釣叟歌』一卷(明抄本)。『九天玄女太上元君丁甲奇門』五卷(清抄本)。『雷門忠孝苟畢雷書』一册(舊抄本)。『新刊詳注大六壬斷經祕訣』十卷(明抄本)。『六壬經緯』六卷(清抄本)。『奇門遁甲』六卷(舊抄本)。『奇門符應要訣』二卷(清抄本)。『大六壬銀河棹』一卷(清抄本)。『御定六壬直指折義』二卷(抄本)。『袖裏乾坤太乙數』十二卷(清抄本)。『陰陽定論』三卷(明刊本)。『太玄集注』十卷(清抄本)。『奇門祕書』八卷(清抄本)。『奇門』一卷(清抄本)。